

別記

様式第七号（第十六条関係）

特定農林水産物等の変更の登録の申請
（特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録の申請）

農林水産大臣 殿

令和4年4月1日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

変更申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

印

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 変更申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒089-1198）

ホッカイドウオビヒロシカワニシチョウニシ2セン6 1バンチ

北海道帯広市川西町西2線6 1番地

名称（フリガナ）：トカチカワニシナガイモウンエイギョウギカイ

十勝川西長いも運営協議会 印

カイチョウ アリツカ トシノブ

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 有塚 利宣

ウェブサイトのアドレス：

2 登録番号

第21号

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

十勝川西長いも

4 変更を求める事項

別紙「新旧対照表」のとおり。



[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程
- 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- 4 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- 5 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名：
- 6 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名：
- 7 変更に係る事項が法第7条第1項第2号又は第4号から第7号までに掲げる事項である場合には、変更の登録の申請に係る農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等
書類名：「生産地の変更について」、「運営協議会役員会報告書」、「十勝長いもグループ地図2021」
- 8 変更の登録の申請に係る農林水産物等の写真
- 9 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- 10 前記3から7まで及び9の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文

別紙

4 変更を求める事項 新旧対照表

特定農林水産物の名称：十勝川西長いも

変更後	変更前
<p>・特定農林水産物等の生産地 生産地の範囲：帯広市、芽室町、中札内村、清水町、 新得町、<u>池田町</u>、足寄町、浦幌町、鹿追町、 <u>豊頃町</u></p>	<p>・特定農林水産物等の生産地 生産地の範囲：帯広市、芽室町、中札内村、清水町、 新得町、池田町字高島、足寄町、浦幌町、 鹿追町</p>